

瑞穂監第12号  
平成30年7月26日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
藤橋礼治様

瑞穂市教育長  
加納博明様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

#### 随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 随時監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「瑞穂総合クラブ運営業務委託」の平成29年度に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成28年度以前及び平成30年度以降についても対象とした。

#### 2 監査の実施場所及び期間

巢南公民館

平成30年5月31日（木）から平成30年7月26日（木）まで

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった「瑞穂総合クラブ運営業務委託」に関する事務の執行について、担当課である生涯学習課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて質問を行うとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。委託先は特定非営利活動法人 Link-up みずほであった。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 事実関係

##### (1) 瑞穂総合クラブについて

瑞穂総合クラブは、小中学生と保護者を対象とした土曜日講座である。学校週5日制、少子化や子どもの生活の変化、地域社会の連帯感の希薄化などに対応し、次の目的で実施している。

①児童生徒の休日における生活の有効活用を図り、ゆとりと充実した生活の支援をする。

②異なる学校や学年の子どもたちが、一緒に社会体験する機会を増やす。

③地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりをする。

各年度の講座別受講者数及び講座実施回数は、以下のとおりである。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ 講座	受講者数	660	627	684
	講座実施回数	173	186	197
文化 講座	受講者数	606	554	521
	講座実施回数	297	239	239
合計	受講者数	1,266	1,181	1,205
	講座実施回数	470	425	426

(2) 瑞穂総合クラブに要する費用について

平成 28 年度までは事業のすべてを市で行っていたが、平成 29 年度からは運營業務の一部を委託している。各年度の瑞穂総合クラブに要する費用及び会費収入額は、以下のとおりである。

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
報償費	803,000	757,000	0
需用費	523,214	530,218	353,775
役務費	1,205,406	1,099,600	986,252
委託料	270,000	280,800	4,462,912
入力印刷配布事業委託	270,000	280,800	204,184
瑞穂総合クラブ運營業務委託	0	0	4,258,728
補償費	17,000	11,000	0
費用合計①	2,057,320	2,678,618	5,802,939
会費収入額②	772,300	689,400	713,500
差引 (①－②)	1,285,020	1,989,218	5,089,439

また、瑞穂総合クラブ運營業務委託の内訳は、以下のとおりである。

平成 30 年 5 月末日現在

単位：円

	平成 29 年度		平成 30 年度
	当初契約額	執行額	当初契約額
事務委託に係る経費	2,623,000	1,187,860	1,663,000
講師謝礼	803,000	763,904	757,000
消耗品費	430,000	22,687	400,000
印刷製本費	149,000	33,271	150,000
郵送料	106,000	66,266	120,000
傷害保険料	1,100,000	0	0
手数料	18,000	92,232	19,000
補償費	17,000	4,500	17,000
システム保守料	0	0	200,000
人件費	1,321,000	1,503,788	2,129,000
初年度設備投資費	501,000	400,680	0
登録管理システム開発費	1,080,000	1,166,400	0
合 計	5,525,000	4,258,728	3,792,000

なお、平成 29 年度当初契約額と執行額の差異 1,266,272 円は精算によるもので、市に戻入されていた。

## 2 瑞穂総合クラブ運営業務委託について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	1社による随意契約について	<p>「市民のスポーツ振興、地域のコミュニティづくりの役割を担うクラブとして瑞穂総合クラブの事業目的に合致した瑞穂市唯一のクラブである」ことを理由に、瑞穂総合クラブ運営業務委託は1社による随意契約がなされていた。</p> <p>また、担当課によると他にも委託可能な法人等がないか確認は行っていないとの回答であった。</p>	<p>担当課によると、講座の運営や地域先生の確保については行政主体でしかできなかったことから、会員の受付や管理等の事務が瑞穂総合クラブ運営業務委託の主となったとのことである。これらの事務であれば、1社による随意契約が本当に適切であったか、甚だ疑問である。</p> <p>委託先は市から補助金を受けているため同日に財政援助団体等監査を行ったが、複数の指摘事項が生じており、委託先としてふさわしい団体であるか再考を要する。財政援助の予定は平成 32 年度までとなっているが、当該委託契約が減額した補助金の補てんと考えられる。今後は適切な契約事務を行っていただきたい。</p>
2	保険料について	<p>平成 29 年度当初契約額と最終的な執行額には 1,266,272 円の差異が生じていた。この主な理由は傷害保険料 1,100,000 円を執行していないためであった。担当課によると、平成 30 年 4 月に入ってからすぐに保険適用がされるよう平成 30 年 3 月末までに保険加入をしてもらうためであった。しかし、他の制度で対応できることが判明し不要となり差異が生じたとの回答であった。</p>	<p>瑞穂総合クラブは4月に会員募集を開始するだけで、4月に入ってからすぐに保険適用する必要はない。</p> <p>また、平成 30 年度に要する傷害保険料であるならば同年度の契約で対応すべきであり、平成 29 年度当初から平成 30 年度以降も継続して同一の委託先に契約することが前提になっていたと言わざるを得ない。</p> <p>委託料を積算する際には、その詳細を十分に精査し、適切な支出に努めていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	類似事業について	瑞穂総合クラブのほか、市内には補助金交付団体による総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の類似した事業が複数行われていた。	担当課からは瑞穂総合クラブと総合型スポーツクラブやスポーツ少年団との違いについては、技能レベルの違い等の説明がなされたが、重複している部分も多いことから、費用対効果の観点も含め、瑞穂総合クラブの在り方を検討していただきたい。
4	会員登録システムについて	<p>委託業務の内訳書によると、平成 29 年度は会員登録システムの初年度設備投資費と登録管理システム開発費としてパソコン・ソフトウェア等が含まれ、委託先の決算書に資産として計上されていた。</p> <p>平成 30 年度は同システムの保守料が計上されていた。</p>	<p>会員登録システムとしてパソコン・ソフトウェア等を委託先へ買い与えたことは不適切である。本来は市が貸与するか、委託先が負担すべきものであった。また、同システムの保守料は委託先の必要経費であり、市が直接負担する必要はない。</p> <p>このような不適切な契約に至った理由は、委託料の積算時に担当課内で十分に精査がなされていなかったためである。</p> <p>今後契約の際には十分注意して積算するとともに、パソコンの所管については委託先と協議し、その協議結果に応じて保守料についても検討していただきたい。</p>
		<p>仕様書には委託内容として「実績報告及び分析（次年度より一層特色ある講座の開設に向けて）」及び「新年度講座開設（新規・継続）準備」が記載されており、今後は会員登録システムを用いて様々な分析が可能になるとのことであった。</p>	<p>会員登録システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	予算科目について	瑞穂総合クラブ運営業務委託は、入力印刷配布事業委託として予算計上されていた。	瑞穂総合クラブ運営業務委託は入力印刷配布事業委託ではない。今後は運営業務委託に改めるとのことではあるが、当該科目だけではなく他の業務も含め、適正な予算科目に計上していただきたい。
6	青少年育成市民会議まとめの会について	仕様書には「青少年育成市民会議まとめの会での発表・作品展示」が記載されていたが、同会で必要となった書道用紙等の支出は、市の予算である瑞穂総合クラブ費から執行されていた。	青少年育成市民会議まとめの会での発表・作品展示に関する支出は、仕様書から判断すれば委託業務の一部と考えられることから、委託先と協議し是正していただきたい。
		平成 29 年度青少年育成市民会議まとめの会が終了し 2 か月以上経過したが、ホームページには平成 28 年度の資料だけが掲載されていた。	青少年育成市民会議まとめの会に関することはもちろんのこと、その他の項目についても適宜更新し、積極的な情報発信に努めていただきたい。
7	会費の徴収について	平成 30 年度瑞穂総合クラブ運営業務委託仕様書には「受講者から徴収する会費については、全て受託者が徴収し、受託者の収入とする」と記載されていた。	瑞穂総合クラブの会費は、市の事業であることから委託先（受託者）の収入ではなく、委託者である市の収入としなければならない。担当課からは契約内容を見直し、会費収入は補正予算で対応するとの回答であった。今後は仕様書を十分に精査していただきたい。

以上